

2025年2月4日から大雪に係る 災害救助法の適用について



ターゲット 13.1

2025年2月10日

郡山市総務部

防災危機管理課

課長 熊田 重美

TEL：924-2168

SDGs ターゲット 13.1 「すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱化（レジリエンス）及びその適応の能力を強化する。」

福島県内は2月4日から大雪に見舞われ、本市湖南町においても2月5日15時49分から6日7時34分にかけて大雪警報が発表されました。

今後も積雪による住家被害のおそれがあることから、福島県から災害救助法第2条第1項の適用を受けました。

今後は、国、福島県や関係機関と連携しながら、除雪体制の強化や被災者支援など、市民に寄り添った対応を進めてまいります。

適用日 令和7年2月10日

<災害救助法の目的>

災害に対して、国や地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることとしてます。

【災害救助法第2条第1項】

（救助の対象）

第2条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

【主な国の機関】

国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所 農林水産省東北農政局 等

【主な県の機関】

県中地方振興局 県中建設事務所 県中農林事務所 郡山警察署 郡山北警察署 等

【主な関係機関】

郡山市社会福祉協議会、郡山消防署、郡山市消防団 等



～市の防災情報は市公式LINEから～

大雨や大雪災害をはじめ、地震などから身を守るための情報を配信しています。市の公式LINEに登録のうえご利用ください。

市公式LINEはこちら

